

# 「みなさんが使用できる漁具・漁法」

漁業法、水産資源保護法、愛媛県漁業調整規則、愛媛海区漁業調整委員会指示などにより、遊漁を行う上での制限又は禁止事項が決められています。

## 遊漁者の漁具・漁法の制限

遊漁者のみなさんが水産動植物をとることができる漁具・漁法は次のものに限られます。

また、これらの漁具・漁法で遊漁する場合でも、漁業者の操業を妨げないようにしなければなりません。(愛媛県漁業調整規則第44条)



●竿釣り及び手釣り(※船からのまき餌釣りを除く。)



●たも網及びさ手網  
(火光その他の照明を利用しないもの。)



●投網(船舶を使用しないもの。)



●やす(火光その他の照明を利用しないもの。又発射装置を有したものを除く。)  
●はし



●徒手採捕

## 陸からのまき餌釣り

愛媛県漁業調整規則の改正により、平成21年4月1日から、「陸からのまき餌釣り」が解禁となりました。ただし、次のことに注意してください。

- 1 愛媛海区漁業調整委員会の指示により、まき餌釣りが禁止されている場所があります。
- 2 遊漁では、「船からのまきまき餌釣り」は、今までどおり禁止です。
- 3 愛媛県海域では、「赤土の使用」が禁止されています。



●愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸からのまき餌釣りが禁止されている区域は、次の図の赤く示した場所です。

※まき餌釣りが禁止されている箇所の詳細は、愛媛県ホームページ(下記)をご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h37200/6182/documents/makih26.pdf>



## 禁止されている漁具・漁法

次に掲げる漁具漁法により水産動植物をとってはいけません。

【水産資源保護法第5条及び第6条】

- 爆発物を使用する方法
- 有毒物を利用する方法



【愛媛県漁業調整規則第37条】

- 発射装置を有する「もり」又は「やす」
- 水中に電流を通じて行う漁法
- あぶらいか(布切その他の吸油性のものに油を浸したものを含む)を使用して行う漁法

